

四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊かで住みやすい地域社会の実現を目的に、四條畷市内で活動する団体等が地域課題の解決や地域活性化に向け、協働で取り組む自主的、自立的で公益性のある事業に要する経費の一部を四條畷市（以下「市」という。）が補助するにあたり、必要な事項を定めるものであり、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金（以下「補助金」という。）については、この要綱で特に定めるものを除き、四條畷市補助金等交付規則（平成12年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象事業 前条の趣旨に基づき実施する事業
- (2) 提案主体 補助対象事業への提案を行う団体
- (3) 補助対象主体 補助金の交付を受けることができる団体

(提案主体)

第3条 提案主体及び補助対象主体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主として四條畷市内に事務所及び活動場所のある地縁組織、市民活動団体及び非営利の法人等（以下「各団体」という。）のうち市長が認めるものであること。
- (2) 前号に掲げる各団体において、組織運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- (3) 補助対象事業の実施年度において、提案主体の運営を公的機関、または実質的に公的機関からの影響力が及ぶとみなされる団体が担っておらず、提案主体の運営において公的機関から独立し、自立的な運営がなされていること。
- (4) 第1号に掲げる各団体において、四條畷市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと。

(補助対象外事業)

第4条 次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。

- (1) 地方税、使用料、手数料その他法令等により市民が負担すべき義務の軽減を目的とする事業
- (2) 現金給付を目的とする事業
- (3) 営利を目的とする事業

- (4) 宗教活動を目的とする事業
 - (5) 政治活動又は選挙活動を目的とする事業
 - (6) 構成員の親睦や趣味的な活動を目的とする事業
 - (7) 市の会計年度内（４月１日から翌年の３月３１日まで）に完了することができない事業
 - (8) 他に市から補助金の交付を受けている（交付予定を含む）事業
 - (9) 補助対象事業の実施に際して、その主要な部分に公的機関が関与することで、自主的な事業の実施を阻害すると認められる事業。ただし、公的機関の関与が限定的な場合を除く。
 - (10) 前各号に掲げる事業のほか、公共の利益を害するおそれのある事業
 - (11) その他市長が補助対象事業として適当でないと認める事業
- （補助限度額、補助率及び補助対象経費）

第５条 補助対象事業に対する補助限度額及び補助率は、予算の範囲内で、次の表のとおりとする。

補助限度額	補助率
１００万円	１０分の８以内 (ただし、２回目は１０分の７以内、 ３回目は１０分の５以内)

- ２ 補助金の算出にあたり、１，０００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- ３ 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費とし、その詳細については、別表１において定める。

（補助金交付の回数）

第６条 補助金を受けることができる回数は、同一の提案主体が行う同一の補助対象事業に対し、原則３回を限度とする。

- ２ 前項の規定は、同一の提案主体とみなされるもの及び同一の補助対象事業とみなされるものを含む。

（補助対象事業の提案）

第７条 提案主体は、補助対象事業の実施を希望する場合、市長に対し、次に掲げる書類を添えて、提案を行うものとする。

- (1) 四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業提案書（様式１）
- (2) 事業実施計画書及び別紙収支予算書（様式２または様式２－２）
- (3) 各団体の定款、規約、会則等

- (4) 各団体の名簿（住所、氏名、連絡先等を記載したもの）
- (5) 各団体において既に活動実績のある場合は、直近１年分の予算書または決算書
- (6) プレゼンテーション調書（様式３または様式３－２）
- (7) その他市長が必要と認める書類

２ 前項に定める補助対象事業の提案は、１提案主体につき、１事業を限度とする。
（補助対象事業の審査及び採否の決定）

第８条 市長は前条第１項の規定により補助対象事業の提案があったときは、法令その他現行制度との整合性、公正性及び公平性の確保、費用対効果、各団体の自主性等の観点から総合的な審査を行い、当該補助対象事業の採否を決定のうえ、提案主体に通知する。

- ２ 市長は前項に規定する審査を行うにあたり、必要に応じて提案主体に対し、提案のあった補助対象事業に係る内容等の聴取及び関係書類の提出を求めることができる。
- ３ 第１項の審査の最終結果は、その採否に関わらず、次の各号に掲げる事項について、決定後速やかに、ホームページ等により公開を行う。

- (１) 提案概要
- (２) 採否の結果
- (３) 補助金の内示額
- (４) その他市長が必要と認める事項

４ 第１項の審査の方法については、市長が別に定める。
（補助金の交付申請及び交付決定）

第９条 前条に規定する補助対象事業としての採用の決定通知を受けた提案主体は、補助対象事業の事業年度かつ事業開始までに、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付申請書（様式４）、収支予算書（様式５）及びその他市長が必要と認める書類を市長へ提出しなければならない。

- ２ 市長は、前項に掲げる補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付決定通知書（様式６）により、提案主体に通知する。
- ３ 補助対象主体は、前項に規定する交付決定通知を受けた後でなければ、補助対象事業を開始してはならない。

（補助金の概算払）

第１０条 補助金は、規則第１５条第１項ただし書の規定により概算払をすることができる。

- ２ 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする補助対象主体は、四條畷市公募

型協働のまちづくり提案事業に係る概算払請求書（様式 7）を市長に提出し、市長は、当該請求が適当と認めた場合は、市長が定める額の補助金の概算払を行う。

（事業計画の変更等）

第 11 条 第 9 条第 2 項により補助金の交付決定を受けた補助対象主体は、当該交付の決定を受けた事業の計画を変更しようとするとき、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業に係る計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式 8）並びに別紙収支予算書（変更後）及びその他市長が必要と認める書類を市長へ提出して、その承認を得なければならない。

2 前項により、当該事業の変更等を行う場合の補助金の額は、第 9 条第 2 項において通知した当初の交付決定額を超えることはできない。

3 市長は、第 1 項に掲げる申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、変更等を行う理由のあるべきものと認めたときは、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業に係る計画（変更・中止・廃止）承認通知書（様式 9）により、補助対象主体に通知する。

（事業の進捗報告）

第 12 条 補助対象主体は、毎年 9 月 30 日時点の事業の進捗状況について、翌月末までに、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業に係る事業進捗報告書及び状況報告書（様式 10）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する報告書は、9 月 30 日までに終了している事業に対しては、第 13 条に規定する実績報告書類の提出をもって代えることができる。

（実績報告）

第 13 条 補助対象主体は、事業完了後 1 ヶ月以内又は事業年度の末日のいずれか早い時期までに、市長に対し、次に掲げる書類を添えて実績報告を行わなければならない。

（1）四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業実績報告書（様式 11）

（2）活動報告書（様式 12）

（3）収支精算書（様式 13）

（4）経費の内容を証する書類（領収書等の写し）

（5）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第 14 条 市長は、前条に掲げる補助金の実績報告があったときは、提出書類の内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金確定通知書（様式 14）により、補助対象主体に対し、速やかに通知する。

（補助金の交付）

第15条 補助金の確定通知を受けた補助対象主体は、市長が指定する期日までに、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付請求書（様式15）により、市長に対し補助金の請求を行い、市長は当該請求があった場合、遅滞なく補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象主体が規則第14条第1項の規定に該当すると認める場合及び事業年度の末日までに実績報告書の提出を行うことができない場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、規則第16条の規定によりその返還を命ずるものとする。

（書類の整備及び保存）

第17条 補助金の交付を受けた補助対象主体は、規則第18条の規定により、補助対象事業に係る経費についての収支の事実を明確にした帳簿その他の証拠書類等を整備し、これらの書類を補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（調査報告等）

第18条 市長は、補助金の適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助金の交付を受けた補助対象主体に対して必要な報告をさせ、又は関係書類の提出を求めることができる。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月13日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年8月29日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定による補助金交付の回数は、改正前の回数を通算したものとし、第5条の規定による補助率は、その通算した回数を適用するものとする。

3 令和4年度事業については、改正前の要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月9日から施行する。

別表 1

補助対象経費

経費項目	内 容
1 人件費	賃金及び報酬 ※ただし、当該事業の実施が直接的に起因となるもので、臨時的任用に限る。また、申請者の構成員に対し支払うものを除く。
2 報償費	外部の講師や専門家に対する謝礼等 ※ただし、金銭以外による支給を除く
3 旅費（交通費及び燃料費）	交通費及び燃料費等
4 消耗品費	物品費のうち、使用可能期間が短い消耗品（用紙及び文具等）の購入費
5 印刷製本費	ポスター及びパンフレットの印刷費並びに資料の複写費等
6 通信運搬費	郵便料金等 ※ただし、団体の管理運営上必要な電話及びインターネットの使用料は除く。
7 委託料	業務（会場の設営及びバス運行等）の一部を委託する場合に支払う委託料 ※ただし、当該事業の実施に係る相当部分の業務を委託する場合を除く。
8 使用料及び賃借料	会場使用料（※1）、車両及び物品等のレンタル料及びリース料 ※ただし、所有権の移転を伴うリース料は除く
9 広告料	広告費
10 保険料	スタッフ及び参加者のための保険料
11 手数料	振込手数料等
12 その他	市長が特に必要と認めるもの

※1 提案主体が市の公の施設の指定管理者の場合であって、かつ自己の管理する施設で事業実施する場合において、施設利用に関する使用料の減免規程等を有する場合は、他の提案主体との公平性の観点からこれを適用しないこと。

補助対象外経費

経費項目	内 容
1 固定資産や備品の取得費又は整備費	土地、建物、機械、テレビ、パソコン、机、椅子等の購入費又は整備費（備品の修繕費を含む）
2 食糧費	飲食に係る費用 ※ただし、補助事業を行ううえで必要となる費用で、市長が特に認める場合を除く。
3 団体の経常経費	専ら提案主体の経常的な活動に要する経費に該当するもの（事務所家賃、光熱水費、修繕費、人件費、負担金等）
4 景品、賞品に要する経費	専ら事業への集客を目的として、参加者や来場者などへ無償で配布する景品、記念品などに要する経費
5 その他	・領収書が無い等支出の根拠が確認できない経費及び社会通念上、補助を行うことが適切でないと認められる経費（接待費等） ・補助対象年度に一括してリース料を前払いする経費

備考 別表 1 に定めのない項目及び内容に疑義のあるものについては、第 8 条で規定する審査を行うなかで、市長が対象の可否を判断する。

様式 1

提案回数	補助率
回目	%以内

四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業提案書

年 月 日

四條畷市長 宛

所在地

団体の名称

代表者名

(事務担当者連絡先 — —)

年度の四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業について、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり提案いたします。

記

1 事業の名称

2 事業の目的

3 補助申請額 金 円

4 添付書類

- (1) 事業実施計画書 (様式 2 または 2 - 2)
 - (2) プレゼンテーション調書 (様式 3 または 3 - 2)
 - (3) 各組織の定款、規約、会則等
 - (4) 各団体の名簿 (住所、氏名、連絡先等を記載したもの)
 - (5) 各団体の予算書または決算書 (直近 1 年分)
(過去に活動実績のない場合は不要)
 - (6) その他参考となる資料 (見積書や添付資料等)
- ※ (3) ~ (6) については、任意書式

様式 2

事業実施計画書

提案回数	補助率
回目	%以内

事業の名称	
事業の 概要・目的	
事業実施に際し ての現状と解決 すべき課題	(事業を実施する契機となった現在の状況や解決すべき地域課題など)
事業内容	(具体的な事業内容)
参加対象者 と人数	(事業に参画する団体、参加者の数や来場者の見込み数)
事業収支予算	別添「収支予算書(提案時)」のとおり
事業の成果	(事業実施により現状や課題に対してどのような成果が表れるか)
事業年数 (※最大3年)	(何年に亘って事業を行う予定か)
今後の展開	(上記事業年数の間、どのように事業を展開し、組織を拡大していくか)

別紙収支予算書（提案時）

区 分		予算額（円）	内 訳
収 入 の 部	市 補 助 金		四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金
	合 計		
支 出 の 部	補 助 対 象 経 費	人件費	
		報償費	
		旅費（交通費及び 燃料費）	
		消耗品費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		使用料及び賃借 料	
		広告料	
		保険料	
		手数料	
		その他	
		小 計	
	補 助 対 象 外 経 費		
		小 計	
	合 計		

※ 上記各項目の記載があれば、別途任意様式の提出可能とする。

提案回数	補助率
回目	%以内

事業の名称	
過去に実施した事業によって解決された課題	(過去に実施した事業によって、どのような課題の解決に繋がったか)
事業の成果と今後の展開	(過去に実施した事業による成果をどう捉え、今後事業展開していくか)
事業の概要・目的	
事業内容	(具体的な事業内容)
参加対象者と人数	(事業に参画する団体、参加者の数や来場者の見込み数について、過去の事業と比べてどう考えているか)
事業収支予算	別添「収支予算書（提案時）」のとおり
自立に向けた考え方	(補助金がなくなった場合の自立的な事業実施についてどう考えているか)

提案回数	補助率
回目	%以内

プレゼンテーション調書

(1) 公益性

事業の内容が、単に自己資金の獲得を目的とせず、地域の課題解決に寄与し、事業の成果が広く市民に還元されるものであるかなど、事業の公益性について記載してください。

(2) 必要性

事業内容が地域の現状や課題を踏まえており、市民のニーズを的確に捉えた、地域や市にとって必要性のある事業であるかについて記載してください。

(3) 実現可能性、自立性

事業の運営面、財政面において、行政に過度に依存する事なく、自立的かつ確実に事業を実施できる能力や推進体制を有しているか、また、自主財源の確保に向けた取り組みや工夫があり、将来自立して活動できる可能性が期待できるかについて記載してください。

(4) 協働性（波及性）

事業が他の団体や地域との連携や協働に基づき実施されるものか、また、事業実施によって連携や協働が促進され得るものであるかについて記載してください。

(5) 新規性、独創性

新たな視点や発想から提案されており、地域の特色を生かす工夫があるか、また事業がマンネリ化しないための工夫があるかについて記載してください。

(6) 事業スケジュールについて、できるだけ具体的に記載してください。

時期（年月日）	内容

(7) 希望するプレゼンテーションの方法について○印をしてください。

電子データをプロジェクターで投影 ・ 紙資料 ・ 口頭のみ

提案回数	補助率
回目	%以内

プレゼンテーション調書（過去採択事業用）

（１）発展性

過去に実施した事業を自らどのように評価し、その反省点等を踏まえて今後どのように事業を発展させていくかについて記載してください。

（２）必要性

事業内容が地域の現状や課題を踏まえており、市民のニーズを的確に捉えた、地域や市にとって必要性のある事業であったかについて、過去に実施した事業を踏まえて、今回の事業についての考え方を記載してください。

（３）事業性、自立性

事業の運営面、財政面において、行政に過度に依存する事なく、自立的かつ確実に事業を実施できる能力や推進体制を構築できたか、また、自主財源の確保に向けた取り組みや工夫を行い、将来自立して活動できる素地を作ることができたかについて、過去に実施した事業を踏まえて、今回の事業についての考え方を記載してください。

(4) 協働性（波及性）

事業が他の団体や地域との連携や協働に基づき実施されたか、また、事業実施によって連携や協働が促進された過去に実施した事業を踏まえて、今回の事業についての考え方を記載してください。

(5) 改善性

事業がマンネリ化しないための工夫などについて、過去に実施した事業を踏まえて、今回の事業の改善点や相違点などについて記載してください。

(6) 事業スケジュールについて、できるだけ具体的に記載してください。

時期（年月日）	内容

(7) 希望するプレゼンテーションの方法について○印をしてください。

電子データをプロジェクターで投影 ・ 紙資料 ・ 口頭のみ

様式 4

提案回数	補助率
回目	%以内

四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付申請書

年 月 日

四條畷市長 宛

所在地

団体の名称

代表者名

年度の四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業について、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請いたします。

記

1 事業の名称

2 事業の目的

3 補助申請額 金 円

4 添付書類

(1) 事業実施計画書(様式2または2-2)

(2) 収支予算書(様式5)

(3) その他参考となる資料

※(3)については、任意書式

様式 5

収支予算書（交付申請時）

区 分		予算額（円）	内 訳	
収 入 の 部	市 補 助 金		四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金	
	合 計			
支 出 の 部	補 助 対 象 経 費	人件費		
		報償費		
		旅費（交通費及び 燃料費）		
		消耗品費		
		印刷製本費		
		通信運搬費		
		委託料		
使用料及び賃借 料				
広告料				
保険料				
手数料				
その他				
小 計				
補 助 対 象 外 経 費				
	小 計			
合 計				

※ 上記各項目の記載があれば、別途任意様式の提出可能とする。

様式 6

四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

団体の名称

代表者

様

四條畷市長

年 月 日付けで申請のありました 年度四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定しましたので、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、通知します。

記

1 事業の名称

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付条件

様式 7

四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業に係る概算払請求書

年 月 日

四條畷市長 宛

所在地
団体の名称
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました 年度四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業に係る補助金について、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

事業の名称	
概算払請求額	
概算払を請求する理由	

様式 8

四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業に係る計画（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

四條畷市長 宛

所在地
団体の名称
代表者名

年 月 日に申請しました 年度四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業に係る計画の（変更・中止・廃止）をしたいので、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業の名称	
（変更・中止・廃止） の理由	
（変更・中止・廃止） の内容	

別紙収支予算書（変更後）

区 分		予算額（円）	内 訳
収 入 の 部	市 補 助 金		四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金
	合 計		
支 出 の 部	補 助 対 象 経 費	人件費	
		報償費	
		旅費（交通費及び 燃料費）	
		消耗品費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		使用料及び賃借 料	
		広告料	
		保険料	
		手数料	
		その他	
		小 計	
	補 助 対 象 外 経 費		
		小 計	
	合 計		

※ 上記各項目の記載があれば、別途任意様式の提出可能とする。

様式 9

四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業に係る計画（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日

団体の名称

代表者 様

四條畷市長

年 月 日に申請を受けた 年度四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業に係る計画（変更・中止・廃止）承認申請について、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

事業の名称	
(変更・中止・廃止) の理由	
(変更・中止・廃止) 後の事業内容	
(変更・中止・廃止) 後の交付決定額	
その他特記事項	

四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業に係る事業進捗報告書

年 月 日

四條畷市長 宛

所在地
団体の名称
代表者名

年度事業として実施する事業について、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり、9 月 30 日時点の進捗状況を報告します。

記

1 事業の名称

2 補助金交付決定額 金 円

3 支出済額（9 月 30 日時点） 金 円

4 添付書類

- （1）状況報告書
- （2）その他参考資料

状況報告書

① 9月30日時点の事業の進捗状況について記載してください。

② 特に、事前の想定よりうまくいっている部分や、逆に遅れが生じている部分などがあれば重点的に記載してください。

例、〇〇に向け調整中しているところだが、当初想定していなかった～～から協力を得ることができ、■■■に繋がっている。

××に向け□□と協議を行い、◎◎しているところであるが、△△に苦慮している。

四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業実績報告書

年 月 日

四條畷市長 宛

所在地

団体の名称

代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のありました本事業が終了しましたので、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 事業の名称

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金精算額 金 円

4 添付書類

- (1) 活動報告書 (様式 1 2)
- (2) 収支精算書 (様式 1 3)
- (3) 補助対象経費の支出を証明する書類 (領収書等の写し)
- (4) 事業当日の様子が分かる写真
- (5) その他参考資料 (事業内容の分かるチラシ、パンフレットなど)

活動報告書

団体名	
事業名	
事業実績の概要 (月日、参加者数等)	
事業の効果	
参加者からの声	
今後の課題点、改善点等	
今後の展望	
事業の自立に向けた計画	

様式 13

収支精算書

区 分		決算額(円)	内 訳
収 入 の 部	市 補 助 金		四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金
	合 計		
支 出 の 部	補 助 対 象 経 費	人件費	
		報償費	
		旅費（交通費及び燃料費）	
		消耗品費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		使用料及び賃借料	
		広告料	
		保険料	
		手数料	
		その他	
		小 計	
	補 助 対 象 外 経 費		
		小 計	
	合 計		

※ 上記各項目の記載があれば、別途任意様式の提出可能とする。

※ 補助対象経費の支出を証明する書類（領収書等の写し）を必ず添付すること。

様式 14

四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

団体の名称

代表者 様

四條畷市長

年 月 日付けで実績報告のありました事業について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱第14条の規定により、通知します。

つきましては、年 月 日までに、四條畷市公募型まちづくり提案事業補助金交付請求書を提出願います。

記

1 事業の名称

2 補助金確定額 金 円

四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付請求書

年 月 日

四條畷市長 宛

所在地
団体の名称
代表者名

年 月 日付け 第 号で確定の通知がありました補助金につきまして、下記のとおり請求いたします。

記

1 事業の名称

2 請求する補助金額 金 円